

## 奥出雲の鉄師卜藏家の鉄山について

佐竹 昭

はじめに

近世中国山地に展開したたたら製鉄は、砂鉄を原料に高殿鑪で大炭と呼ばれる木炭を用いて銑すくや鋼を生産し、さらに大鍛冶場で小炭と呼ばれる木炭を用いて各種の鉄素材に精錬加工するものである。その生産・加工には大量の木炭を必要とし、鉄師（鉄山師、製鉄業者）にとって鉄山の確保は大きな課題であった。

旧松江藩領にあたる出雲地域では、明治期の段階で、飯石郡田部家の約二万四千町歩を筆頭に仁多郡絲原家の約五千町歩など、鉄師を前身とする巨大山林地主が出現しているが、豊かな砂鉄や森林資源の存在とともに、近世松江藩の鉄山政策によるところが大きいとみられている。ただ、鉄師たちがどのようにして広大な山林の私的所持を実現したのかについては、中世以来の恩給地の存在も含めて松江藩が製鉄業振興のため藩有林を交付した<sup>②</sup>、あるいは明治維新の際に占拠地域

が私的所有に転化された<sup>③</sup>、などと推測するにとどまり、具体的に欠けるところがあつた<sup>④</sup>。

近年になって、相良英輔や筆者らによる出雲の代表的鉄師絲原家・櫻井家・田部家の古文書調査が実施され、三家いずれも近世前期からの数多くの鉄山証文（山林買得などの証文）を今に伝えていることが判明し、鉄山集積過程を具体的に調査することができた。検討の結果、三家ともにほとんどが買得による集積であること、しかも鑪・鍛冶屋の数と鉄師を限定した享保十一年（一七二六）の鉄方法式実施までに、すでにそれぞれ主要な鉄山の購入を果たしていたことも判明し、先の理解では不十分なことが明らかになった<sup>⑤</sup>。

ちなみに、絲原家では寛文四年（一六六四）を初めとし享保十一年まででは一五件の鉄山購入、櫻井家では慶安二年（一六四九）を初めとして同じく二六件、田部家では寛文十三年を初めとして同じく三五件（小規模鉄山含む）の購入である<sup>⑥</sup>。行論の関係上、これまでに判明した鉄山売買とその集積の性

格について、少し長くなるが以下に概観しておきたい。

寛文・延宝期までは、経営に失敗して藩への諸負担を果たせない場合など、藩によって処罰され、あるいはその指令（しばしば裏書きを伴う）で負債を肩代わりする者へ鉄山を永代に売り渡すような例が多い。そのころはまだ村あるいは村の有力者が寄合で所持・経営する鉄山が多く、藩への諸負担に耐えられず鉄師に売却、さらにそれを買得した鉄師も経営に失敗すればたちまち取り潰されるなど、幾人もの鉄師が浮沈を繰り返している。右の三家はこの段階で鉄山を買得しはじめているが、必ずしもその後の成長が約束されていたわけではなかった。

やがて元禄期になると、売買は所持者どうしの相對で行われるようになり件数も大きく増加する。先行した櫻井家を追うように絲原家や田部家の鉄山買得も急増する時期である。送風装置の天秤吹子の発明普及による生産伸張のなか、技術力・経営力を持った専門的鉄師が台頭してくる姿を示している。松江藩による享保十一年の鉄方法式は、このような専門的な有力鉄師のもとに鑪株として鑪・鍛冶屋を固定し、周辺の他人持ち鉄山・腰林や鉄穴の利用権も配分してそのいつその安定化をはかった政策であった。後世の藩権力と鉄師の密着ぶりは、この段階から本格化したのである。

ところで、幕領や他の諸藩では広大な山林の地下からの私

的所持を認めることはまれで、必要な場合は、例えば御林や御建山を年季を定めて利用させることが多い。その場合は、たとえ広大な山林を利用していても、明治の地租改正では官林化されることになる。しかし松江藩では郡方役人のほか、古くは郡奉行や鉄奉行が裏書きまでして保証した永代売り証文が存在し、鉄師がそれを所持している場合、鉄山の私有に問題はなく江戸時代の規模をそのまま引き継ぐかたちで巨大山林地主が出現することになった。その意味では維新の際に占拠地域を私的所有に転化させるような事情は元々なかったのである。むしろ松江藩では鉄山の藩有化を果たせなかつたというべきであろう。

以上が鉄山売買と集積についての概観であるが、これまでも述べたようにこの三家はいずれもその所持鉄山のほとんどを買得によっている。三家とも古い由緒を持つ家であるが、それとは別に技術力・経営力を備えた専門的鉄師という新たな性格を物語っているようである。しかし、享保の鉄方法式で鑪株を認められた鉄師は、仁多郡だけでもほかに卜藏甚兵衛、杵又右衛門、伊豆屋六兵衛がおり、はたしてこれらの鉄師も右の三家と同様にとらえることができるのであろうか。

このような問題を考える上で、仁多郡竹崎村（鳥根泉奥出雲町）に本拠をもつ卜藏家は、格好の事例を提供してくれる。卜藏家は右に述べたように享保の鉄方法式で鑪株を認められ

た有力鉄師であり、鉄山買得等の経緯を示す近世前期の鉄山証文を多く伝えているが、早くその規模を失ったためかあまり研究が進んでいない。<sup>8)</sup>『横田町誌』が同家に慶安期の売券(鉄山証文)が伝わることを紹介し、また初めて卜藏家の本格的の研究に取り組んだ高見誠司も、幕末維新时期を中心とした同家経営の研究のなかで中世以来の由緒に言及しているが、<sup>9)</sup>近世前期の卜藏家の姿を明らかにする試みはなお手つかずのままである。

そこで、本稿では右の証書類をもとに卜藏家の鉄山取得の経緯をまずは明らかにし、同家の性格を検討するための基礎的作業を行うことにしたい。具体的には、享保十一年松江藩鉄方法式段階の同家所持鉄山を基準とし、どのような経緯でそこに至ったのか、さらに明和年間までを目安にその後の推移はどうか、という観点で整理を進める。また、右の作業に関連して出雲の製鉄史にとって重要史料の一つである「鉄山旧記」の史料性格についても言及する。

さて、享保の鉄方法式は、領内の有力鉄師八人(仁多郡五人・飯石郡二人・神門郡一人、大原郡一人)に経営に失敗し員数外に)を選定し、先納銀などを課すとともに、鑪を一〇カ所、鍛冶屋を三軒半に限定するものであった。それら鉄師には、自分持ち鉄山を中核に、周辺の他人持ちの鉄山や村民所持の腰林からの木炭買い上げ権、また砂鉄採取の鉄穴をも配

分している。前述のように、それまでの藩による買鉄制を廃止し、一定の経営力を持つに至った鉄師の成長を前提に鉄師の売鉄制に転換し、さらに鑪・鍛冶屋の数を固定して森林資源や砂鉄資源の配分を定め、経営の安定化をはかったものと考えられる。<sup>10)</sup>ただし割り当てられた他人持ち鉄山や腰林は、鉄師株所持者といえども買得しない限り元の山主の所持に変わりはない。

奥出雲の仁多郡・飯石郡が鉄師配置の中心になっているが、図1に示したように、この二つの郡だけが他の郡

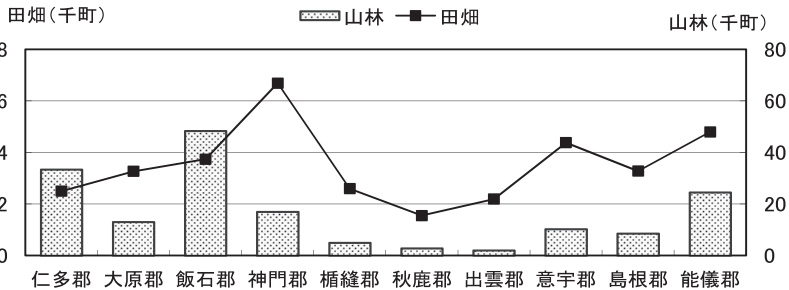


図1 明治14年出雲10郡の田畑・山林面積(松江市街除く)

佐竹昭「鉄山の利用形態」『奥出雲町文化的景観調査報告書』(島根県奥出雲町教育委員会, 2013) 図6-3-3を改変。

表1 享保11年、仁多郡鉄師別鉄山・腰林の配分

村名	村別鉄山数	上阿井村源兵衛			竹崎村孫三郎			大馬木村徳右衛門		大馬木村又右衛門		亀嵩町六兵衛			
		鉄山		腰林	鉄山		腰林	鉄山		腰林	鉄山		腰林		
		自分	他人		自分	他人		自分	他人		自分	他人			
上阿井	4	4		○											
高尾	6	3	1	△			2	△							
三成	2	1	1	○											
下阿井	2	1	1				1作	△							
川内	1		1	○											
鴨倉石三沢組			○	○											
竹崎	6				3/2	3/2	1/3	○							
大呂	2				1	1	○								
八川	6					1		2	▲	2	1	▲			
樋野口	2				1	1	○								
加食	2					2	○						1作		
下布施	2				2		○								
北原・尾原・槻屋・湯							○								
原口・稲田・横田							○								
大馬木	7						1	2	▲	2	2	▲			
小馬木	5						1	3	▲	1		▲			
雨川	2							2	○						
大谷	2							2	○						
下横田												○			
亀嵩	6											2/1	3/3	2/3	○
高田	1											1		○	
琴枕	1											1		○	
大内原	1												1	○	
湯野原	1												1	○	
佐白	2							1作	1作				2	○	
八代	1								1作				1	○	
郡・三所・下三沢														○	
上布施・前布施									1作					○	

「鉄山旧記」所収「仁多郡鉄山箇所分ケ帳」（『新修島根県史史料編2』島根県，1965年），奥出雲町（旧横田町）所蔵の卜藏家文書で補訂。△は一部，▲は共同利用を示す。1作は現在の用益終了後に○印等の鉄師に移行する。佐竹昭「鉄山の利用形態」『奥出雲町文化的景観調査報告書』表6-3-1を一部修正。

表2 ト藏家へ配分の鉄山・腰林

村名	鉄山名	所持者名		腰林
		「鉄山箇所分帖」 八(B)	「追々御書出し写シ」 二(A)	
竹崎村	芦谷鉄山	孫三郎、1/3大馬 木村徳右衛門	孫三郎	村中腰林 孫三郎鑓付
	大畑鉄山	孫三郎	孫三郎	
	赤川鉄山	孫三郎	孫三郎	
	亀石鉄山	孫三郎	孫三郎	
	萬歳鉄山	竹崎村吉右衛門・ 利右衛門	竹崎村夫兵衛・ 甚兵衛	
大呂村	山奥鉄山	孫三郎	孫三郎	村中腰林 孫三郎鑓付
	福頼鉄山	大呂村六次、五反 田村市郎右衛門	大呂村清左衛門・ 与一・次右衛門	
八川村	小八川鉄山	五反田村市郎右衛 門	五反田村太郎右衛 門	
樋野口村	鹿谷鉄山	孫三郎	中湯野村五吉、竹 崎村甚兵衛	村中腰林 孫三郎鑓付
	蔵屋鉄山	五反田村市郎右衛 門	大呂村喜右衛門・ 与一、五反田村太 郎右衛門	
加食村	加食村鉄山	加食村市郎右衛 門・又右衛門	加食村市郎右衛 門・仁兵衛	村中腰林、只 今一作ハ六兵 衛、重ては孫 三郎鑓付
	大袋鉄山	加食村市郎右衛 門・又右衛門	加食村又右衛門 (仁兵衛二成)・ 市郎右衛門	
下布施村	坂水鉄山	孫三郎	上阿井村三郎左衛 門・馬馳村彦右衛 門	村中腰林 孫三郎鑓付
	瀧上鉄山	孫三郎	上阿井村三郎左衛 門・馬馳村彦右衛 門	
北原村 尾原村 槻屋村 湯村				村中腰林 孫三郎鑓付
原口村 稲田村 横田村				村中腰林 孫三郎鑓付

出典：「鉄山旧記」(『新修島根県史史料編2』)、A「享保11年出雲鉄方御法式并仁多郡中鑓附  
ヶ所記追々御書出し写シ」B「仁多郡鑓鍛冶屋ヶ所分帖」(ト藏家文書)で補訂

とはちがつて山林面積が田畑面積の一〇倍を超え、山林資源の裏付けを示している。

特に仁多郡では、上阿井村源兵衛（櫻井家）・竹崎村孫三郎（卜藏家）・大馬木村徳右衛門（絲原家）・同村又右衛門（杠家）・亀嵩町六兵衛の五人の鉄師のもと、鑪五ヶ所・鍛冶屋二軒とされ、それぞれに鉄山・腰林・鉄穴の配分が定められている。古くからの製鉄地域であったためか多くの鉄師が競合し、より細かな調整が必要であつたらしい。

表1は仁多郡の鉄山・腰林配分の概要を「鉄山旧記」所収の箇所分けによって示したものである。さらに表2に、卜藏家の鑪に配分された鉄山・腰林の部分だけを具体的に示した。芦谷鉄山など卜藏孫三郎自分持ちの鉄山のほか、山郡鉄山など他人持ちの鉄山、さらに村民所持の腰林が村単位で割り当てられている。

ただし、所持者名欄に示したように「鉄山旧記」には鉄山・腰林配分についてほぼ同内容の史料が二種収められており（二と八、後掲表3参照）、しかも卜藏家に配分された鉄山のみ、その二種の間で所持者名が一部相違するという困った問題がある。これまでこの問題に言及した研究は見あたらないようであるが、享保期の同家関係の鉄山を確認するには避けて通れないので、次章ではまずこの問題の解決にあたる。

## 第一章 「鉄山旧記」と享保鉄法式の鉄山所持者名

さて、鉄法式における鉄山・腰林等の配分を具体的に知るには、先の表1、2に用いた絲原家「鉄山旧記」（原題「鉄山旧記写」『新修島根県史史料編2』一九六五年、以下とくに限定する場合県史本とする）収載の「出雲鉄方御法式并仁多郡鑪ヶ所付追々御書出し写し」（後掲表3の二一六）の二一、あるいは「仁多郡鉄山箇所分ヶ帳」（同表3の七〇九）の八によることになる。しかし、先述のように鉄山等の配分では両者ほぼ同内容ながら、卜藏家配分の鉄山においてのみ所持者名が一部異なり、またいずれにもしばしば人名・地名等の誤記があつて、厳密には享保十一年当時のそれを確定できないという憾みがある。「鉄山旧記写」の原本で確かめたいところであるが、平成十四～十六年度の絲原家古文書調査ではその所在が確認できなかつた。

また、県史本「鉄山旧記」には、表紙裏の記述として「大呂村の山根卜藏屋の蔵本を安政四年に絲原氏が書写した」ことを記す。大呂楠家にはそれに該当するかと思われる「鉄山根元」と題する一本があり、高橋一郎氏はこれを「鉄山旧記」の原本と考えられた。<sup>15</sup>「鉄山根元」はその複写本が奥出雲町教育委員会に保存されている。拝見したところ、たしかに内容が県史本「鉄山旧記」と全く同じであり、しかも誤記が少

表3 「鉄山旧記」の構成と関連史料

構成の順序	ア 糸原家旧蔵本,楠家本	イト 蔵家文書	ウ 櫻井家文書	エ 糸原家文書	オ 櫻井家文書	カ 櫻井家文書
	県史本「鉄山旧記」,「鉄山根元」		林制史本	鉄山旧記別本	「鉄方御法式御書出写」	「往古ヨリ鉄方御用留抜書」
一	鉄山の起源			①		史料一一
二	A 表題のあとに、仁多郡 鑪付鉄山等の箇所わけ	A 「享保十一年午正月 出雲鉄方御法式并仁多 郡中鑪附ヶ所記追々御 書出し写シ」 二～六	「享保十一年午正月 出雲鉄方御法式并仁多 郡中鑪附ヶ所記追々御 書出し写シ」 二～六	無運上鍛冶屋の由来		
三	「仁多郡鉄穴場所村分覚」(午三月)					
四	「仁多郡鉄穴場所村分覚」(午三月)					
五	「巳十二月御書出シ写」 (巳十二月二十一日・二十三日)				1	史料二
六	「鉄方御法式御書出し」 (午二月五日)				2一筆申入 (正月十日)	史料六
七	B 表題のあとに、先納銀に ついての鉄師請書の覚	B「仁多郡鑪 冶屋ヶ所分帖」 (享保十一年午正月) 七～九			3	
八	「仁多郡鉄山箇所分ヶ帳」 (享保十一年午正月十八日)				4(内容省略)	史料四
九	「仁多郡鉄穴場所村分覚」(午正月)				5(内容省略)	史料五
十	「仁多郡中鉄穴闖取番附極帳写し」				大吉、坂根鑪 の由来	大吉、坂根鑪 等の由来
十一	「鉄穴請代」「鉄穴御運上銀之事」					
十二	「鉄穴年々流番」(嘉永七寅年～)					

出典：本文のほか、イは注(16)、ウ・オ・カは注(20)、エは注(14)参照。

なく善本と思われる。しかしながらト蔵家の鉄山所持者名ではやはり二・八の両者の記載が不一致のままである。

「鉄山旧記」は、各種の史料を取り込んで一本にしたものであるが、そのなかの年紀を参考にすると現行の姿になったのは幕末期のようである。右の問題を解決するには、むしろその素材になった一つ一つの史料にさかのぼってみる必要がある。

表3は、ア欄で「鉄山旧記」の内容構成を便宜上十二の部分に分け、イ欄以下に関係する史料をいくつか集めて対比してみたものである。そのうち、エ、オ、カはいずれも幕末期に至って特定の目的から作成された史料である。対してイのA・B史料はト蔵家に伝えられたもので、むしろ「鉄山旧記」(「鉄山根元」)の直接の素材に用いられた可能性が高い。Aは「鉄山旧記」のうち二・六相当分をその順で含む堅冊、Bも同じく七・九相当の部分を含む堅冊である。十と十二に相当する史料名もト蔵家の旧蔵資料のなかに見える<sup>16)</sup>。

さらにA・B両者について精査してみたところ、A史料の二について、ト蔵家関係の鉄山所持者名の一部に押紙状に紙が貼られ、新たにその上に人名が書き直されていることが判明した。しかもその貼紙の下を透かすと元の人名が読み取れるが、それはB史料の八と完全に一致する。すなわち県史本などの「鉄山旧記」の二の部分は、貼紙で修正されたのち

所持者名を写し取ったもので、一方、八の部分はB史料の八をそのまま写したものと想定することができる。

内容面からみると、A史料二〜六は、仁多郡の鑪に配分される鉄山・腰林・鉄穴などの一覧と、享保十年十二月から十一年二月にかけての鉄方法式に関する松江藩からの書付写しからなる。B史料七〜九は、それに対して鉄師たちが応えた請書と、配分された鉄山等の一覧からなる。したがって、内容的にはAが先行し、Bがその再確認を行った史料にあたる。AとBとの鉄山所持者名の相違は、一見してAの誤りをBで訂正したかのようにみえる。しかしここで的事例はこれまで述べたようにそうではなく、もともとA史料とB史料とは鉄山所持者名にほとんど違いはなく、ただAの卜藏家関係の部分が後世修正され、それを「鉄山旧記」が受け継いでしまったということである。

では、貼紙で修正された新たな鉄山所持者名（八と異なる所持者名）はいつごろのものなのか。先の表2に戻り、この問題を考えてみる。

手がかりは下布施村の鉄山にある。実は櫻井家の証文写しのなかに、竹崎村（卜藏）甚六・孫三郎が、寛保三年（一七四三）に下布施村鉄山押立三本分（四分の三のこと）を可部屋（櫻井）源兵衛に年季売り（買戻）した証文が残されている。<sup>18</sup>証人には同鉄山押立一本分（四分の一）の持主として馬

馳村（村尾）彦三郎の名も見える。これが二の下布施村鉄山所持者上阿井村（櫻井）三郎左衛門・馬馳村彦右衛門につながることは明白である。一〇年の年季売りとはいえ複利計算で永代売りと実質変わるところはなく、事実この証文をもつて櫻井家の資産に加えられている。表2二の欄の卜藏家関係の鉄山所持者名は、少なくとも寛保三年以降のものということになる。そしてその修正以前の所持者名（Ⅱ八の欄の所持者名）は、享保十一年段階と考えて問題ないことも明らかになった。

以上、「鉄山旧記」の資料的性格に及んだためやや迂遠な考証を重ねたが、本稿の趣旨に即してこれまでの考察結果をまとめると、次のようである。

表3に示した「鉄山旧記」の内容構成二〜六の部分は、A史料が原史料の位置にあるが、卜藏家関係の鉄山所持者名は修正後の寛保三年以降のものである（他は享保期のもの）。同じく七から九の部分はB史料が原史料に相当し、八に記された所持者名は享保期のものとみてよい。

ところで、A史料の鉄山所持者名の修正は卜藏家関係だけである。したがってこの史料はもともと卜藏家内部で使用する文書であったとも思われるが、修正後のA史料は表3ウ欄に示したように櫻井家にも伝えられていた。『日本林制史資料』掲載の「出雲鉄方御法式并仁多郡中鑪付ヶ所澤<sup>19</sup>追々御書



出寫」はそれを翻刻したものである。<sup>20)</sup> 当然ながらト藏家関係の鉄山所持者名は寛保三年以降のものであるが、戦前からこの史料は享保期のもので用いられてきたのである。鉄方法式段階の鉄山所持者名については、今後は「鉄山旧記」等では二の記載によらず、八の記載によるべきであろう。

次章ではト藏孫三郎自分持ちの鉄山を中心に個々の鉄山の検討に進むことにしたい。

## 第二章 ト藏家の鉄山

ト藏家は仁多郡竹崎村（鳥根県仁多郡奥出雲町）が本拠地で、旧宅跡には船通山を背景にした美しい庭園、さらに近くに歴代の墓地も残されている。少し山手にはト藏家の主力鑛であった原鑛跡がある。ト藏家の鉄山が集中する竹崎村は斐伊川の最上流に位置し、鳥取県に接する地域である。大呂村や槌野口村とともに旧横田町の東北部一帯を占める。鉄師ト藏家の当主は享保の鉄方法式段階では孫三郎であるが、その前後は甚兵衛を名乗る事が多い。一時期たたら操業を中止した際には藤七を称したこともある。以下、表2の順にしたがって同家の鉄山取得の経緯を検討する。

### (一) 芦谷鉄山（竹崎村）

享保十一年（一七二六）の鉄方法式の段階、A史料二ではト藏孫三郎持来りとし、B史料八では孫三郎自分持来りだが三分の一は大馬木村（絲原）徳右衛門持山とする。

所持者が一部相違するが、これは先述のA史料の貼紙による修正によるものではない。鉄方法式が命じられた際、鉄師が請書（B史料）を差し出す段階で現状に合わせて内容を訂正した希な事例である。というのも、実際に直前の享保九年、芦谷鉄山の一部がト藏市右衛門から徳右衛門に売却されているからである。

さて、芦谷鉄山がト藏家の所持になったのは貞享二年（一六八五）六月二十六日のことで、「芦谷鑛山半ヶ所」が銀札二五〇目で竹崎村からト藏甚兵衛に永代売りされた（200-9）。その直前の二十三日には、竹崎村庄屋と同村年寄庄右衛門・同忠右衛門との間で出入り解決のため「取替シ申一札之事」が作成され、「芦谷鑛山」の半ヶ所は土山共に永代に地下中（村）のもので、残り半ヶ所が右の年寄二名の永代所持とされている（200-14）。竹崎村が地下分をト藏家に売却するのに伴ってその内容を確定させたのであろう。

元禄三年（一六九〇）九月には、先の芦谷山四分の一所持者忠右衛門が未進を出し、やはり甚兵衛に白銀六〇目で永代売りした（254-15）。ただしこの時は忠右衛門自身からではな

く「御公儀様（松江藩）より御潰なされ」ということで、地下中から甚兵衛に売却する証文を作成し、その代銀を藩に納めている。

残りの庄右衛門所持の四分の一は、宝永四年（一七〇七）十二月に「芦谷鉄山壱ヶ所之内、押立壱本<sup>21</sup>」として田反部儀右衛門なる者から卜藏市右衛門に白銀五〇〇目で永代売りされた（200-3-1）。これで芦谷鉄山はまとまって卜藏一族の所持となった。

ただしこの四分の一は、先述のように享保九年に湯野廻（絲原）徳右衛門に新銀三貫九八〇目で永代売りされる（200-3-2）。先の徳右衛門所持の三分の一に相当するものである。なぜ四分の一ではなく三分の一としたかはなお不詳であるが、その証文には売主卜藏市右衛門の相山主として卜藏孫三郎の名も見え、享保十一年の鉄方法式段階では、卜藏孫三郎が芦谷鉄山の四分の三を、湯野廻（絲原）徳右衛門が四分の一を所持したとするのが証文上の指し示すところである。この四分の一は、その後安永二年（一七七三）に再び湯野廻次郎吉から卜藏甚兵衛に文銀三貫目で売却され卜藏家の所持となった（200-3-3）。鉄直段下落等で借銀のため書き入れされることもあったが、文化六年（一八〇九）には卜藏藤七の所持が確認できる（200-26-2）。

芦谷鉄山の位置については、宝永六年（一七〇九）の卜藏

市右衛門と田反部儀右衛門との出入りの際の「渡し申一札之事」に「東ハ舟（船）通路うね水流きり、西ハ堤谷弥三次林境うね切、南ハ山郡利右衛門鉄山うね切、北ハすかま林境うね切」とあり（200-23）、後世までこれが基準となったようである。明治期の芦谷鉄山絵図がその位置を伝える（194）。卜藏家原鑪跡付近から追谷南西方向の山中、船通山直下に至るまで

#### （二）大畑鉄山（竹崎村）

享保十一年（一七二六）段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山である。所持するまでの事情は不明であるが、正徳元年（一七一）にその四分の一を卜藏市右衛門に家督分けしている。卜藏甚兵衛ほか一族三名あての市右衛門の受取証文「相渡申一札事」（267-4）によると、「大畑山壱ヶ所之内四歩一、赤川山壱ヶ所之内四歩一」に加えて「大畑之内細谷鉄穴壱口」「かがら腰林三歩一」を受け取り、たたら操業は寄合で行うことを約束している。しかし、享保九年には市右衛門が経営に失敗して「鉄方古勘定不埒」で潰れに及ぶことになり、この大畑山四分の一については新たに下地から分割してその四至を定めている（267-5）。

本来、たたら操業と鉄山の所持は一体的で、分割する場合もいわば経営の権利・義務の分割であったが、やがて単な

る燃料供給林として売買されはじめるとその領域も下地から明確にしておく必要が生まれてくる。<sup>22)</sup>おそらく市右衛門も経営の失敗から、資産をこのようなかたちで確定しなければならぬ事情があったのであろう。

ところで、四分の一を家督分けしたのちの鉄方法式でも孫三郎持来りの鉄山とされているので、残り四分の三は甚兵衛(孫三郎)らの留保分であったと思われるが、この山の最初の入手を示す証文は残されていない。

なおこの四分の一も、明和四年(一七六七)に大呂村武左衛門から卜藏甚兵衛に「立木一生」七年季で大炭用に渡され(200-6)、さらに安永四年(一七七五)には大呂村文十から甚兵衛に永代売りされ、再び卜藏家に戻っている(200-5)。

大畑鉄山の位置は、これを享和二年(一八〇二)に志儀(頼母子の一種)の担保に入れた際の証文(200-10)では、「東ハ亀石祖父ヶ谷之そねより亀石原喜々山そね水流切、下モハ亀石川落合迄、西ハ山郡鉄山そねより杠之頭右之小迫大槩迄、下モハ杠本谷川切、南ハ船通路はりうね切、北ハ山根奥はりうね切より境ヶ谷伴吉山そね切」とある。

先の芦谷鉄山の北東に位置し、東で亀石鉄山、南の船通山直下で杠鉄山、さらに南西で山郡鉄山南端に接する。また鉄穴がある細谷をも含んだようである。

### (三) 赤川鉄山、奥山鑪山(竹崎村)

享保十一年(一七二六)段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山である。先の大畑鉄山と同じく正徳元年に四分の一が卜藏市右衛門に家督分けされている。

赤川鉄山の最も古い証文は表題(貼紙)に「慶安弍年赤川鉄山古証文三通」と記され奥山鑪山のそれと貼り継がれた状態で伝えられている。鉄山証文には売却の際に古証文を添えることがしばしば記されその実例も多い。赤川鉄山と奥山鑪山とは本来別個であったが一つの鉄山にまとめられたものかと思われる。

慶安二年(一六四九)十二月、卜藏藤右衛門・三郎右衛門・五郎右衛門らが所持していた「奥山鑪并山川共二」が丁銀二〇〇目で芦田瀬兵衛・同名長三郎に永代売りされた(園部七太夫の裏書あり、200-11)。しかし万治元年(一六五八)十二月にはその「奥山中鑪ヶ所山川共二」が横田町芦田瀬兵衛、同名助左衛門・治左衛門・三郎兵衛から丁銀一三〇目で竹崎村庄屋安兵衛に永代売りされている(200-12)。それにはもう一通、芦田助左衛門・芦田瀬兵衛から庄屋安兵衛あての文書が添えられ(200-13)、次のような事情が記されていた。

「竹崎村赤川山ヶ所山川共二」は、先年御公儀様(松江藩)から鍛冶屋山として瀬兵衛に下されたものであるが、立

木を使い果たしたのち、土山は中間惣左衛門・阿部仁右衛門・同与右衛門にとらせ立木が回復したら鑪山にするよう申し渡した。去年（明暦三年）になって立木を瀬兵衛から助左衛門に与えたが「我等手遠く候二付、万事鑪之事きもいり御公儀を相勤くれ候へと申定」め、立木半分の所を渡して（卜藏）五郎右衛門と寄合で鑪を操業したが、さらに自分たちの立木半分を竹崎村庄屋安兵衛に渡すので、今年の春に山子たちが借用した仕入米三十四俵相当の鉄を取り立てて藩に上納してほしいという。その際「鑪奉行」に付け置いた小作家九右衛門の家も付けて渡すとしている。

文意が明確でないところもあるが、芦田瀬兵衛らは松江藩から鍛冶屋山（赤川山）を下されやがて鑪を操業しようとしたが、実は鉄生産に長けた一族ではなく、結局奥山鑪山に赤川山を付けて（卜藏）五郎右衛門や竹崎村庄屋に負債処理ともども引き取ってもらったようである。正徳元年には卜藏家の鉄山として確認できる。

この芦田氏は絲原家文書の中にもみえる。慶安五年（一六五二）八月、八川村の室瀧山が七右衛門ら五名から芦田助左衛門・同名長三郎・同右馬之助に包丁銀三〇〇目で永代売りされた。同鑪山はさらに寛文四年（一六六四）六月に芦田瀬兵衛らから包丁銀二五〇目で春田七郎兵衛に永代売りされ、同年十一月には三〇〇目で大馬木村吉兵衛に転売された。こ

の吉兵衛は絲原家のことであり、享保の鉄方法式段階では絲原家自分持ちの鉄山である。<sup>23)</sup>

実は、芦田氏は松江藩京極氏時代の横田代官であり、京極氏改易後の松平氏時代には横田町に御免屋敷を持ち製鉄業に携わっていたらしい。<sup>24)</sup>慶安年間に領主の支援もあってか横田周辺で鑪山を買い集めたが、先に見たように万治から寛文にかけて結局それを手放している。近世前期の製鉄業者には、このような性格の武士出身者もいた。

再度赤川山に立ち返ると、こののち正徳元年に先述のように赤川山四分の一が卜藏市右衛門に家督分けされるが、享保の鉄方法式では大畑山同様に卜藏孫三郎所持の鉄山とされている。この四分の一が再度甚兵衛家に戻るのは文化八年（一八一）のことで大呂村為助から甚兵衛に永代売りされた（2005:12）。

赤川鉄山の範囲は、先の慶安二年奥山鑪山の四至では「東ハ伯耆境、南ハあかこう、西ハ大畑を限、北ハ亀石切なり」とある。現在の地名では、斐伊川の上流、斐乃上温泉の南の二つの支流の合流点（落合）付近に赤川が位置し、さらに南東側支流の上流が亀石、南西側支流の上流が大畑から鳥上瀧、杠鉄山にいたる。東西は合致するが、亀石が赤川より北とする四至記載は不審で、南北が逆転した方が理解しやすい。誤記なのか、それとも奥山鑪山と赤川山が一体化したた

め理解しにくくなったのか、なお後考に待ちたい。

#### (四) 亀石鉄山(竹崎村)

享保十一年(一七二六)段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山である。

貞享四年(一六八七)三月、卜藏甚兵衛から卜藏六郎右衛門に万歳山半ヶ所・亀石山半ヶ所が家督分けされた(267-14)。元禄十六年(一七〇三)七月には甚兵衛と六郎右衛門の半ヶ所ずつの境目を下地から細かく定めている(267-13)。享保元年(一七二六)の六郎右衛門家跡目証文にも亀石鉄山半ヶ所がみえるので(卜藏運兵衛家文書、奥出雲町教育委員会複写版)、享保十一年段階では両者の分割所持状態であったと思われるが、先の大畑山・赤川山と同様に享保の鉄方法式では一族を代表して孫三郎所持とされたようである。

なお、家督分け以前に甚兵衛が所持していた亀石山も本来の沓ヶ所すべてではなかったかもしれない。家督分け後にあたる元禄二年(一六八九)に別に亀石山四分の一が七郎右衛門ら三名から卜藏甚兵衛に買入れされ(200-15)、元禄五年にも亀石山沓ヶ所の四分の一にあたる五兵衛分が卜藏甚兵衛に永代売りされている(200-2)。しかもそのいずれかに付されていたらしい古証文から、その四分の一の売買は延宝七年(一六七九)八月にさかのほることも判明する(254-4、山郡

七兵衛から初ノ木助左衛門へ永代売り)。これらを含めたものが本来の亀石山沓ヶ所の規模であった可能性がある。

亀石鉄山の位置は、右の延宝七年の証文に「亀石山境目、上亀石の上うね切、おんち八下経塚の下のうね切、谷ハ亀石罫床へ渡り申川切、下ハ山伏塚おんちひな共二」とある。ここでいう「上」は南にあたり、「下」は北で万歳鉄山との境にあたる。亀石は、斐乃上温泉付近から南西、船通山麓にいたる一帯で伯耆と境を接する。

近辺の山林として「亀石谷奥瀧之上両平」が宝暦十三年(一七六三)に竹崎与吉から和泉屋長五郎に年季売りされ(200-12-1)、さらに翌明和元年に卜藏甚兵衛に永代売りされたが(200-12-2)、その後も転売されている。また文化十一年(一八一四)には亀石原鉄山も甚兵衛に年季売りされた(200-38-4)。

#### (五) 万歳鉄山(竹崎村)

享保十一年(一七二六)段階、A史料二では竹崎村夫兵衛・甚兵衛所持とし、B史料八では竹崎村吉右衛門・利右衛門所持とする。先の考察に従えば、享保十一年当時は吉右衛門・利右衛門所持で、そののち夫兵衛・(卜藏)甚兵衛所持になったということになる。ここではその推移が確認できることにも留意したい。

寛永十六年（一六三九）二月、「万年山」のうち仲間惣左衛門分を銀一五〇目で卜藏惣四郎・甚兵衛に永代売りした証文の写しが伝わる（254-1）。寛文五年（一六六五）二月には、竹崎村の人々が惣兵衛・長三郎・吉兵衛・惣三郎に「万歳山」内での生木伐採と新規開墾をしないと誓った一札がある（254-2）。

これらは卜藏家の所持を伝えるようであるが、貞享四年（一六八七）三月になって、亀石鉄山半ヶ所とともに万歳鉄山半ヶ所が卜藏甚兵衛から卜藏六郎右衛門に家督分けされており（267-14）、卜藏一族が半分ずつ分割して所持していたことがはっきり確認できる。

しかし正徳三年（一七二三）に大畑山・亀石山と万歳山との間で境目を定めた証文（267-15）では「卜藏甚兵衛」と「万歳利右衛門」との間で証文が交わされており、このころ万歳鉄山の所持者に卜藏家とは一線を画する「利右衛門」という人物がいた。また、享保十九年に卜藏吉右衛門が孫三郎に腰林を永代売りして（267-18）、卜藏一族の中には「吉右衛門」もいた。さらに延享四年（一七四七）に万歳鉄山半ヶ所が竹崎村惣三郎から卜藏清左衛門・同名甚六に永代売りされたが、山境持主に「万歳夫兵衛」がみえる（200-20）。以上のことから、享保十一年段階の万歳鉄山は卜藏吉右衛門と万歳利右衛門の所持で、のちに卜藏甚兵衛と万歳夫兵衛の

所持になったと考えて間違いなく、ここでも先の「鉄山旧記」をめぐる考察結果に合致する。

位置は、南が亀石鉄山と大畑鉄山、北と東は伯耆に接し、西は大呂村である。

竹崎村のもう一つの鉄山、山郡鉄山は五反田村市郎右衛門所持とされる。生産された大炭などは孫三郎鑪付きとして卜藏家の鑪に販売する約束であった。なお竹崎村の百姓腰林も同様に孫三郎鑪付である。

#### （六） 山奥鉄山（大呂村）

享保十一年（一七二六）段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山である。

この山は「大呂谷山」と称し、もともと十二人の所持であったらしいが、その後六人の相持ちとなっていた。元禄二年（一六八九）、伯耆との境に接する滝の上の十二分の二は善右衛門所持で、残りの十二分の十は九右衛門以下五名の所持であったが、その九右衛門らの分が公儀未進にあてられたため銀五八三匁で雨川村仁兵衛に永代売りされた（200-13）。元禄十四年（一七〇一）にはその一部を除いてさらに丁銀一貫二〇〇目で卜藏甚兵衛に売り渡されている（200-13-2）。ただのちの明和の「山林証文写」には証文が収録されていない。そのころは卜藏家の手を離れていたようである。

一方、滝の上の鉄山については、享保十五年（一七三〇）に亀嵩村儀右衛門から卜藏孫三郎に銀五〇〇目で永代売りされ（200-16-3）、同十八年に孫三郎からさらに卜藏長左衛門に転売されている（200-16-4）。この二通は証文写しで伝わるがその後も転々としたようである。

山奥鉄山の位置は、大呂村の山奥川沿い南北の山林であり、大呂村山奥鉄山絵図が残されている。鳥上木炭銃工場（日刀保たたら）が位置する地域である。

大呂村のもう一つの鉄山、福頼鉄山は大呂村六次と五反田村市郎右衛門の所持で、大呂村腰林とともに孫三郎鑪付である。

八川村の小八川鉄山も五反田村の市郎右衛門所持で孫三郎鑪付であるが、百姓腰林は大馬木徳右衛門や又右衛門の鑪付である。

#### （七） 鹿谷鉄山（樋野口村）

享保十一年（一七二六）段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山である。

元禄十四年（一七〇二）十二月、雨川村の長吉・次郎右衛門から銀八〇〇目で卜藏甚兵衛・惣兵衛に永代売りされた（200-17-1）。ただし正徳六年（一七一六）には、惣兵衛との関係で樋野口村の市郎左衛門も半分寄合であったらしい（200-17-2）。位置は村の北側、亀嵩村と境を接する山中であ

る。明和の「山林証文写」に見えず、そのころ卜藏家の手を離れていたようである。この村のもう一つの鉄山、蔵屋鉄山は、五反田村市郎右衛門の所持で、樋野口村腰林とともに孫三郎鑪付である。

加食村鉄山・同大袋鉄山は、加食村市郎右衛門・又右衛門の所持であるが孫三郎鑪付で、加食村の腰林は現状では亀嵩の伊豆屋六兵衛の鑪付であるが、以後は孫三郎鑪付とされている。

#### （八） 坂水鉄山・瀧上鉄山（下布施村）

享保十一年（一七二六）段階、A史料二では上阿井村三郎左衛門・馬馳村彦右衛門所持とし、B史料八では孫三郎自分持ちとする。先の「鉄山旧記」についての考察に従えば、享保十一年当時は孫三郎所持で、そののち三郎左衛門らの所持になったということであるが、これはすでに第一章で述べたように櫻井家文書によって証明されたところで、その時期は寛保三年（一七四三）のことであった。

ところで、これまでの卜藏家関係の鉄山が旧横田町東北部に集中していたのに対して、この鉄山は西の旧木次町東南端（雲南市木次町）に位置し、かなり離れた位置にある。このわけはどう考えればよいのであろうか。

「鉄山旧記」の六（A）・七（B）に記された先納銀割り

当ての記事によると、大原郡で鑛株を予定されていた上久野村七右衛門は近年鑛を吹き損じて潰れてしまい、とりあえずその鑛を孫三郎が懸かり受けすることになったという。上久野村は旧大東町（雲南市大東町）に位置し下布施村とも少し離れているが、おそらくこの両鉄山についても七右衛門所持であったものを孫三郎が買い受けたのではないかと思われる。下布施村以外に北原・尾原・槻屋・湯の各村などその近辺の腰林に限って孫三郎鑛付とされているからである。実は両者の関係はもう少しさかのぼる可能性がある。

明和期成立の「山林証文写」（267）には、そのころまで卜藏家所持であったが後に売却され、証文正本が今に伝わらないものも収められている。正徳六年（一七一六）閏二月、大原郡塩田村から卜藏喜兵衛・四郎兵衛と上久野村長沢七郎右衛門に年季売りされた塩田村鉄山はその一つである（267、271）。翌享保二年には卜藏家と寄合所持のつもりが代銀を七郎右衛門が支払えないという文書も残る（267、283）。この「七郎右衛門」は右の「七右衛門」と同一人物かもしれない。そうでないとしても経営に苦しむ上久野村七右衛門が潰れる少し前から卜藏家は大原郡に進出していたことになる。

卜藏家は、能儀郡荒島村（安来市荒島町）の卜藏新田開発でも知られるように、享保期には遠隔地での開発にも尽力している。大原郡の鉄山経営にも享保の鉄方法式より以前から

進出を試みていた可能性は高い。しかしその後は、近隣の馬馳村の山主やこの地域に大きな影響力をもつ櫻井家が改めて両鉄山を買得することになったのである。

### むすびにかえて

以上、卜藏家に伝えられた鉄山証文によって、享保の鉄方法式段階で自分持ちとされた鉄山を中心に、その鉄山取得の経緯について整理してきた。

その際、鉄方法式段階において、卜藏家関係鉄山は所持者名が確定できていないという困った問題があり、まずは第一章でその解決に当たることにした。幸いにも卜藏家文書のかなかに「鉄山旧記」の誤りを訂正できる史料を発見し、呉史本「鉄山旧記」などに収載された二種の鉄山・腰林の箇所分けを記した史料は、一方は享保十一年段階の所持者名（表2・表3の八、卜藏家B史料）であるが、もう一方は少なくとも寛保三年以後の所持者名（表2・表3の二、卜藏家A史料）であることが明らかになった。そのことは、第二章で個々の鉄山の所持者等の推移を具体的に検討した際にも改めて確認できた。今後はこのことに充分留意するべきである。

第二章では、卜藏家の鉄山集積の過程について、個々の鉄山に即して検討した。



まず買得の時期について、証文で確認できるものでは貞享二年（一六八五）の芦谷鑪山、元禄二年（一六八九）からの龜石鉄山、元禄十四年の山奥鉄山や鹿谷鉄山などがあり、やはり元禄期が中心であって新しい專業的鉄師という性格を示唆している。それらは後の鉄方法式で自分持ちとされた鉄山で、竹崎村を中心に鉄山経営を展開していたこと、それに相応しい地域の鉄山買得となっている。つまり、鉄方法式以前にすでに竹崎・大呂・樋野口各村を中心に鉄山を集積し、効率的に鑪・鍛冶屋を稼働させる経営が成立しつつあったのである。

一方、貞享四年や正徳元年（一七一）には家督分けを実施、鉄山・腰林・鉄穴を一族に分割する動きも見られた。鑪の操業では寄り合い吹きを行うなど再結集もはかられているが、なお資産の細分化も進んだようである。家督分けや一族分家の並立と寄合吹きは、田部家（綿屋）においても見られるが、享保の鉄方法式以降はそれに歯止めがかかり、頼原綿屋や上綿屋の資産が長右衛門家に集約され一本化されている。卜藏家においても、鉄方法式以後は新たに大きな家産分割はみられないようである。

こうしてみると分割相続から単独的な相続への推移も鉄方法式との関係で検討してみるべきであろう。

さて、以上は先の絲原・櫻井・田部など三家と共通する側

面である。しかし大きく異なる面もあった。

三家の場合、先述のようにいずれもほとんどの所持鉄山について買得証文が伝えられている。買得証文がなく、いわば本源的に所持してきた可能性を示唆する鉄山は、絲原家では大馬木村大原鉄山、櫻井家では上阿井村古木地谷山、田部家では吉田村大次米鉄山など、せいぜい一ヶ所程度にとどまる。一方、卜藏家の場合、証文によって買得のことがはっきりわかるのは芦谷・山奥・鹿谷などの鉄山であり、大畑・赤川・龜石・万歳などの鉄山は一部の買得の事情はわかるが、そもそも所持するに至った経緯を明示する証文が残されていない。明和期成立の同家「山林証文写」の段階にさかのぼっても現存の証文正本より古い買得を伝える証文は収録されていない。もし当初から証文を備えていなかったとすると、そのような鉄山をいくつか所持する卜藏家の性格はどう考えればよいのであろうか。初めにも述べたように、近世初期には村としての鉄山所持、あるいは村の上層民の寄合所持として鉄山経営が行われていたということも考え合わせてみたい。

卜藏家の場合、例えば、慶安二年奥山鑪山の芦田瀬兵衛への売却に卜藏姓三名が所持者としてみえるほか多くの村民の連署がある。さらに芦田の鑪操業にはなお卜藏五郎右衛門が関わり、しかもその後芦田は竹崎村に鉄山を売却、やがてそれは再び卜藏家の所持となっている。村に課された製鉄を担

う村の有力者として、卜藏家の性格を理解するべきではなからうか。近世初頭には村としての鑪山の所持・経営が広くみられるが、藩への諸負担を欠くような場合、まずは村役人など有力者がそれを引き受け、その結果彼らの私的所持に移行していくという道筋がみられる。そのような場合、当初は明確な売買証文が存在しないことも考えられよう。

卜藏家の場合は、村の有力者として近世初頭から村の鉄山経営に従事し、やがて元禄期には技術力・経営力を持った専門的鉄師への仲間入りをはたしていくという、先の三家とは少し類型の違う鉄師として理解できるのではなからうか。もちろん証文散逸の可能性もないわけではないので、さらに他の鉄師の事例も含めて今後とも検討を続ける必要がある。

本稿では、卜藏家伝来の鉄山証文から、同家の所持鉄山一つ一つについてその取得の経緯や位置など、基本的な事項を明らかにすることをまずは目的としたが、その前提作業として「鉄山旧記」の史料の検討を行い、さらには出雲の鉄師のなかで卜藏家の特色にまで及ぶことになった。

それにしても元禄期の鉄山集積のエネルギーにはすさまじいものがある。列島における鉄需要の拡大と生産の伸張は、このようなところにも読み取ることができる。これまで個別の鉄師ごとに鉄山集積の状況を明らかにする作業を積み重ねてきたが、たたら製鉄と木炭など資源利用をめぐる鉄師ごと

の地域的すみ分けが、いつどのようにして形成され、藩権力はそれにどう対応し、また地域住民の暮らしはどう関わっていたのか、地域的ひろがりのなかでさらに具体的に提示できるように努めたいと思う。

## 注

(1) 史料上の「鉄山」の語は松江藩領では通常製鉄用の木炭供給林を意味し、ここでもそれに従う。ただし一般に鑪と高殿すなわち製鉄所を意味する場合もあり、本稿でも鉄山経営などと記す場合はそのような意味をも含む。なお古くは「鑪山」と表記され元禄期には「鉄山」に変わるが(後掲注22参照)、便宜上本文中では鉄山を通して用いる。

(2) 小野武夫「出雲の三名族」(『日本兵農史論』有斐閣、一九三八年)二九七頁。

(3) 山田盛太郎「日本農業生産力構造」第一部第二項(岩波書店、一九六〇年)五〇頁。

(4) 田部家を中心とした出雲の鉄師についての研究史は相良英輔「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」(同編著『松江藩鉄師頭取田部家の研究』島根大学、二〇〇九年)参照。鉄山所持の類型的把握や法的検討を試みたものに、中尾鑑「たたら製鉄における鉄山の利用構造―伯耆の田野地方を中心として―」(『社会経済史学』四四―三、一九七八年)、熊

谷開作「鉄山師による土地集積の法的過程」(『日本製鉄史論集』たたら研究会、一九八三年)などもあるが、鉄山取得の経緯を明らかにする課題は残されたままであった。

(5) 鉄山証文の調査をふまえた田部家鉄山集積の具体像については拙稿 a「田部家の鉄山集積過程と鉄山証文」(『田部家のたたら研究と文書目録―田部家文書調査報告書―(上)』鳥根県雲南市教育委員会、二〇一二年)参照。また拙稿 b「絲原家の鉄山証文」(『鉄師絲原家の研究と文書目録―絲原家文書悉皆調査報告書』鳥根県横田町教育委員会、二〇〇五年)、同 c「櫻井家の資産形成過程と鉄山証文」(『櫻井家たたらの研究と文書目録―櫻井家文書悉皆調査報告書』鳥根県奥出雲町教育委員会、二〇〇六年)がある。なお拙稿 cで略述した先納銀制に関連して、その後山崎一郎「十七〜十八世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」(『史学研究』二六七、二〇一〇年)、中山富弘「近世たたら製鉄業と労働者飯米―出雲国田部家の「養米」を中心に―」(『広島大学大学院文学研究科論集』七二、二〇一二年)がある。機会を得て再考したい。また村落社会の観点から松尾容孝「たたら地帯における村落の開発と充実―鳥根県仁多郡奥出雲町の事例による検討―」(『専修大学人文科学研究所月報』二二八、二〇〇七年)がある。鉄山集積過程やたたら製鉄と木炭消費等についての概要は拙稿 d「里山利用と獣害」(水本邦彦編『環境の日本史4人々の営みと近世の自然』吉川弘文館、二〇一三年)参照。

(6) 前掲注(5) 拙稿 d 参照。

(7) 土井作治「松江藩の鉄山政策と製鉄技術」(『日本製鉄史論集』たたら研究会、一九八三年)。同「近世たたら製鉄の技術」(『講座・日本技術の社会史5採鉱と冶金』日本評論社、一九八三年)。土井は、武井博明・高橋一郎らによる「横田町誌」(一九六八)編纂の成果を継承し、近世初頭に中世的な鉄山経営は否定され、近世的な村落上層民による経営に移行したこと、しかし送風装置に天秤吹子を用いた高殿鑪が普及して生産が伸張するのは元禄・享保期であると論じ、ようやく成長してきた特定の鉄山経営者を選んで政策的に経営基盤の強化・独占をはからせたのが鉄山方式であったとした。筆者も同様に経営基盤の安定化政策と考えるが、藩が一方的に鉄山・腰林等を割り当てたのではなく、すでに鉄師たちが買得によって集積してきた実態に依拠し、それを体制化したという側面を強調しておきたい。

(8) ト藏家文書は同家から旧横田町に寄贈され現在は奥出雲町教育委員会の所蔵である。以下特に断らない限りト藏家文書はこれによる。同文書には整理番号を記したラベルが付されている。本稿では、大分類番号はト藏(本家)をさすので省略し、小分類番号のみ使用した。ただし、鉄山証文については複数文書一括の場合があり(200354など、特に断らない限り証文正本)、また明和期成立の「山林証文写」(堅冊83)も正本がない場合に限って参照する。そこで本稿では右の整理番号に加え飯の細分番号を付し(2001-1-2674などと表記)典拠とした。その番号を付した目録や鉄山証文(後述の鉄山箇所分け史料も)の翻刻刊行の機会が今後得られることを念している。

- (9) 横田町誌編纂委員会『横田町誌』(横田町、一九六八年)三五八頁。
- (10) 高見誠司「幕末・明治期における鉄山経営―卜藏家を中心に―」(『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂出版、二〇〇八年)。同「幕末・維新时期における鉄山経営―出雲国仁多郡卜藏家を中心に―」(『島根史学会会報』三五、一九九九年)。
- (11) 前掲注(7)参照。
- (12) 拙稿「鉄山の利用形態」(『奥出雲町文化的景観調査報告書』島根県奥出雲町教育委員会、二〇一三年)一二四頁表6、3、1を一部修正。このような表はすでに前掲注(7)土井論文にも掲出されているがここでは本稿の論旨によって数値等を訂正している。また鉄師ごとの鉄山・腰林の配分図を右拙稿の図6-3-5に提示しているので参照していただければと思う。
- (13) 「鉄山旧記写」の筆写本は「旧島根県史編纂資料近世筆写編60」(島根県立図書館所蔵)に収録されているがすでに誤記がある。
- (14) 冒頭の鉄山の起源の部分(表3の「相当」)だけを記した別本(表3工欄)は翻刻されている(『鉄師・絲原家の研究と文書目録』史料二「鉄山旧記」、横田町教育委員会、二〇〇五年)。
- (15) 前掲注(9)『横田町誌』二六八頁。
- (16) 卜藏家文書、A「出雲鉄方御法式并仁多郡鑛ヶ所付追々御書出し写」(365)、B「仁多郡鉄山箇所分ヶ帳」(81)。
- (17) 「旧島根県史編纂資料近世筆写編241」(島根県立図書館所蔵)所収「明治四十二年六月仁多郡役所ヨリ砂鉄採取及製鉄業ノ起源沿革調査

申来り其答申書ノ写」の参考書目録参照。

- (18) 櫻井家文書「三代目家督証文写手鑑下」下布施村部。
- (19) 鉄山証文の諸類型については注(5)拙稿aで整理を試みている。
- (20) 農林省編『日本林制史資料』(朝陽会、一九三三年)七三〜八四頁。なお表3オ・カ欄に示したように櫻井家にはB史料も存していたと思われる。カについては鳥谷智文「櫻井家所蔵史料」(『往古ヨリ鉄方御用留抜書』(『島根史学会会報』四六、二〇〇八)があり、史料番号はそれによる。B史料についてはほかにも温泉村稻村太一郎蔵本(複写版は卜藏家部分一丁脱)が知られる(『旧島根県史編纂資料近世筆写編244』(島根県立図書館所蔵)。
- (21) 影山猛「西伯者鉄山慣用語」(『伯耆文化研究』二、二〇〇〇年)に紹介されているように「押立」とは製鉄炉を覆う高殿の巨大な四本柱のことで、鑛山一ヶ所の権利・義務関係を分割表記する際にその四分の一を押立一本などと表記したものの。その例は意外に古く万治年間にさかのぼり、高殿鑛成立時期が早まることを想定させる。これについては前掲注(5)拙稿b、c参照。
- (22) 分割の前提として、鑛山(鉄山)をヶヶ所とは何かという問題がある。これについて前掲注(5)拙稿dで以下のような見通しを述べた。松江藩は、慶安の買鉄制実施に際して山林所持と鑛操業のまとまりを一つ一つ把握しそれを諸賦課の単位とした。鑛の操業と山林所持は不可分のものであり、分割・売買された場合も実のところ権利・義務関係の分割・売買にとどまる。やがて、天秤吹子が普及して木炭の需要が伸張し、鑛

の操業とは別に山林が木炭供給林として盛んに売買されるようになること、むしろ下地からの境界を細かく定めて山林として分割・売買されることになる。その変化は元禄期からと想定され、史料上の鎌山から鉄山への表記の変化とも対応する。

(23) 前掲注(5) 拙稿b参照。

(24) 前掲注(9) 『横田町誌』二四四頁。『慶安元年仁田郡横田町御検地帳』(広島大学図書館、中国五原土地・租税資料文庫)。

(25) 大原鉄山は貞享四年(一六八七)にゆのさこ彦兵衛からゆのさこ吉兵衛に売却した証文が存在する。しかし一族内での売買であり彦兵衛が最初入手した事情がわからない。同様に大次米鉄山は貞享元年の境目出入りの証文や元禄六年の同族内での売買証文を伝えるがやはり最初に入手した経緯がわからない。古木地屋山は後世の資産目録に見られるがそれ以前の手がかりがない。以上は前掲注(5) 拙稿abc参照。

(26) 鉄師の類型的把握については、中世的土豪型(田部家などをさす)から新興前期商業資本家へとというところがあつた(向井義郎「中国山脈の鉄」地方史研究協議会編『日本産業史大系7中国四国地方編』東京大学出版会、一九六〇年)。しかし中世土豪型については経営内容の分析から導きだされたものではないという批判がすでにある(土井作治「近世期鉄生産における藩・鉄師と農民の対抗」『歴史評論』三三〇号、一九七九)。これまで述べてきたように、筆者は絲原家・櫻井家・田部家などの有力鉄師について、その由緒とは別に近世前期の早い段階で技術力・経営力を備えた專業的鉄師と理解し、卜藏家は近世初頭以来の村

の有力者から成長するやや異なった類型としてとらえたが、中世横田荘の大催職の後裔とも目される鉄師杠家の検討も含めて、歴史的性格をどう位置づけるかについてはなお今後の課題である。

本稿はJSPS科研費二四五一〇七五四の助成を受けたものである。また奥出雲町教育委員会には資料調査等にご高配いただき感謝申し上げます。